

地方財政審議会付議（説明）案件

令和 7 年 2 月 2 5 日（火）

（案件名）

令和 6 年度 2 月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

理事官 大熊 智美

（内 2 3 5 1 1）

令和6年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和6年度2月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

9, 4 3 1 億円（11月～1月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額）

・前年度2月期比 + 8 0 3 億円（+ 9. 3 %）

・本年度譲与累計額 2 4, 8 7 0 億円

（参考）前年度比 + 3, 1 2 6 億円（+ 1 2. 6 %）

4 譲与日

令和7年2月28日（金）

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和5年度譲与実績	2 1, 7 4 4 億円
令和6年度地財計画	2 1, 1 8 6 億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号
令和 7 年 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 7 年 2 月 2 8 日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和6年度2月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金 額
北海道	42,956,147
青森	10,178,555
岩手	9,952,864
宮城	18,926,733
秋田	7,888,909
山形	8,781,189
福島	15,071,955
茨城	23,572,202
栃木	15,894,093
群馬	15,943,128
埼玉	60,387,773
千代田	51,670,237
東京都	21,471,970
神奈川県	75,948,239
新潟県	18,098,593
富山県	8,508,116
石川県	9,311,492
福井県	6,305,055
山梨県	6,659,508
長野県	16,838,499
岐阜県	16,268,978
静岡県	29,871,749
愛知県	62,012,827
三重県	14,554,815
滋賀県	11,622,531
京都市	21,196,720
大阪府	72,662,381
兵庫県	44,932,588
奈良県	10,889,657
和歌山県	7,585,374
鳥取県	4,550,045
島根県	5,517,917
岡山県	15,526,460
広島県	23,018,812
山口県	11,034,247
徳島県	5,916,127
香川県	7,812,791
愛媛県	10,974,901
高知県	5,685,651
福岡県	42,221,111
佐賀県	6,671,578
長崎県	10,789,712
熊本県	14,292,101
大分県	9,240,175
宮崎県	8,793,925
鹿児島県	13,058,449
沖縄県	12,065,443
合 計	943,132,322

(参考) 令和6年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：19,210億円

2月期譲与額（譲与制限後）：215億円（令和6年度累計 692億円）

2月期譲与制限額：836億円（令和6年度累計 2,077億円）

※ 譲与制限がない場合の2月期譲与額 215+836=約1,051億円
年間譲与額 692+2,077=約2,769億円

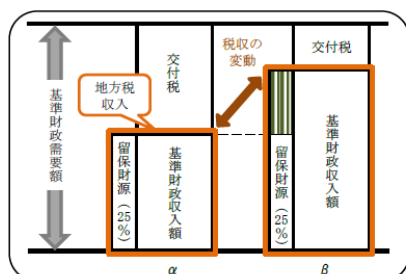
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>

